

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 1月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：37件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービス建屋換気空調系排風機（B）の入口ダンパ駆動用制御空気圧力計に指針外れが認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉補機冷却系サージタンク水位調整弁のグランドリーク排水配管の大気開放部より水のリーク（1滴/4分程度）が認められたため、当該弁のグランド部を点検・調整及び対応検討	D	
3	1号機	タービン建屋地階タービン補機冷却系ポンプエリアの防火扉に復水ポンプ側からの開閉不能（ノブの破損）が認められたため、当該扉を点検・修理	C	
4	1号機	ページング装置（屋外取水設備エリアに設置）に拡声不能及び一部の回線において通話不能が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
5	1号機	取水設備用電源開閉器（予備）の機械的インターロック機構に動作不良が認められたため、当該インターロック機構を点検・修理	D	
6	2号機	原子炉補機冷却系熱交換器（B）用冷却海水戻り弁の弁箱に生じた微少な孔より、海水のリーク（鉛筆1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）用海水入口ベント配管及び同系海水入口母管ベント配管のサポートに取付け不良箇所が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）室のストームドレンサンプポンプと油ドレンサンプポンプの点検において、各ポンプのインペラが取違えて組込まれていたため、対応検討	C	
9	3号機	廃棄物処理系廃液収集ポンプ入口圧力計の配管接続部より水のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	3号機	廃棄物処理系廃液サンプルポンプ（B）のメカニカルシール部より水のリーク（鉛筆の芯3本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	3号機	原子炉隔離時冷却系室局所空調機のベルトに緩みが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	3号機	計装用空気圧縮機（A）出口ドレン弁にハンドルの取付け不良が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
13	4号機	監視用モニタ装置の原子炉建屋5階炉心上部監視画面に映像不良が認められたため、当該モニタ装置を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	残留熱除去海水系（B系）海水出口弁の開度指示計（中央操作室設置）に指示値不良が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
15	4号機	残留熱除去系（B、D）ポンプ室局所空調機の点検用扉のノブが外れていたため、ノブを取付	D	
16	4号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）の駆動電動機用軸受油温度検出器からのケーブル取出し部より、油のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	4号機	所内ボイラ（B）起動用噴霧空気入口電磁弁の本体フランジ部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	4号機	換気空調系暖房用ヒーター（原子炉再循環系電動機・発電機セットエリア設置）の下部保温材より所内蒸気戻り系からの水の滴下（1滴／10秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	4号機	事故後サンプリング系の原子炉格納容器内気体サンプル圧力計の表示部カバー（アクリル製）に破損が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
20	4号機	主タービン油処理系油清浄機ベントファンの出口フランジ部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	4号機	計装用空気除湿装置の（B）から（A）への切り替えの際に「除湿塔切替不良」の警報発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
22	5号機	換気空調系常用冷却装置（A）の送風機駆動用電動機（A）の点検において、プーリーに摩耗が認められたため、当該プーリーを修理	D	
23	5号機	換気空調系常用冷却装置（A）の送風機駆動用電動機（B）の点検において、プーリーに摩耗が認められたため、当該プーリーを修理	D	
24	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器バイパス弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	C	
25	5号機	タービン建屋2階照明用分電盤のしゃ断器に動作不良（「入」操作しても即トリップする）が認められたため、当該しゃ断器を点検・修理	D	
26	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）手動起動用空気タンクのドレン弁（二次）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
27	5号機	タービン建屋地階給水加熱器室への入口扉が開閉困難になっているため、当該扉を点検・修理	対象外	
28	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ材プリコートタンク出口弁に動作不良（全閉不良）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
29	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ材プリコートポンプ出口ベント配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
30	5号機	ほう酸水注入系ほう酸水貯蔵タンクのレベルが変動していないにも係らず、「タンクレベル高／低」警報の発生が認められたため、当該警報回路を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
31	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（B）出口配管の保温材隙間より海水のリーク（1滴／秒程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	C	
32	6号機	残留熱除去系熱交換器（B）海水入口弁の本体フランジ部付近より海水のリーク（1滴／2.5秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
33	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（06-23）のラプチャーディスク（破裂板）接続部より窒素のリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
34	6号機	復水貯蔵タンク廻りの配管ピット基礎部からの地下水染み出しによる漏えい検出器への流入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
35	6号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（D）のグランド部より海水のリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
36	集中環境施設	廃液乾燥固化系廃棄物移送容器への廃液圧送用空気圧力調整弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
37	集中環境施設	補助ボイラ用給水タンクの水面計に汚れが認められたため、当該水面計を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで